

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月29日  
照会部署名 南福岡年金事務所適用調査課  
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 課長 松原 雄一郎  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 安部

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—128	本部受付番号 No. 2010-1185
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

団体養老保険の保険料について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

- 昭和38年2月6日付庁保険発第3号の2 庁医療保険部健康保険課長通知

(内容)

上記通知により、団体養老保険の保険料を事業主が負担した場合、その保険契約によって受ける利益が従業員に及ぶものであっても、事業主が保険契約の当事者となっている場合には、事業主が負担する保険料は報酬とならない、とされていますが、団体養老保険において、会社が保険契約者、事業主（または取締役）を被保険者、受取人を事業主（または取締役）とした場合、保険契約の利益が事業主（または取締役）に及ぶこととなると思われます。

この場合、事業主が負担する団体養老保険の保険料は報酬とするべきでしょうか。

添付資料のとおり社会保険料の削減を目的として、インターネット上で流布されていることもあり、社会保険労務士より方法として問題がないものか、照会があったものです。

<対応案>

事業主（または取締役）の労務の対価として支払われたものとまでは言えないことから、報酬（一時払いにあっては賞与）の対象外であると考えます。

（ブロック本部回答）

事業主が負担する団体養老保険の保険料については、【昭和38年2月6日府保険発第3号の2通知】、【疑義照会№2010-119】及び【疑義照会№2010-344】等で示されているように、福利厚生的なものとして恩恵的に行われているもので、労務の対価と判断できない場合には、報酬に含めないとされています。

しかし、今回の添付資料にあるインターネットサイトでは、「団体養老保険の保険料を事業主が負担している場合、その保険契約によって受ける利益が従業員に及ぶものであっても、事業主が保険契約の当事者となっている場合」という条件にのみ該当していれば報酬に含まれないという内容となっていることから、社会保険労務士より問題提起があったものと思われます。

事務所見解のとおり、労務の対価であるとまではいえないと考えますが、全国的な事例であることから本部へ照会します。

回答日 平成22年12月 3日

回答部署名 九州ブロック本部 適用・徴収支援部 厚生年金適用支援G

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長） 山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

椿

(本部回答)

ブロック本部回答のとおり、事業主が負担する団体養老保険の保険料については、福利厚生的なものとして恩恵的に行われているもので、労務の対価と判断できない場合には、報酬に含めない扱いになる。

これについて厚生労働省年金局事業管理課による以下の通りの回答がある。

(疑義照会回答 2010-831)

「就業規則等により本人の意思にかかわらず事業主が保険の契約をしているものではなく、・特段の定めもなく理事の中で1名のみが契約の対象となっている。こうした事案については、事業主が費用負担している保険料相当額が、身内への実質的な報酬を目的としたものとなっているか個別に判断する必要がある。

具体的には、当該保険の内容等を総合的に勘案する上で、

- ① 理事の中で理事長の妻のみが契約の対象となっている理由
- ② 保険料負担が事業所と本人で折半されている理由
- ③ 事業所が死亡した際の保険金受取人となっている理由

等により、その保険料負担や給付の対象が名目的に本人以外であったとしても、実質的に身内間のみにその利益が及ぶものであるかを確認し、保険料相当額が報酬として相当するかを判断することが妥当である。」

ここで例として挙げている〈契約者・・法人、被保険者・・事業主の妻（法人の役員）、満期保険金受取人・・事業主の妻、死亡保険受取人・・事業主の妻の遺族〉の場合において、事業主の妻のみが契約の対象になっている理由は、貯蓄及び社会保険料の削減であることが明白で、またこのような事業所では、法人の利益と個人（事業主とその親族）の利益が事実上不可分であり、「保険料負担や給付の対象が名目的に本人以外であったとしても、実質的に身内間のみにその利益が及ぶ」ことになるため、この保険料の負担は「身内への実質的な報酬を目的としたものとなっている」と考えることが妥当である。

したがって、このような事業所で事業主が保険契約の当事者となって事業主が保険料を負担した場合でも、この保険料は被保険者への報酬となる。

回答日 平成23年 9月 6日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

岡村